中学校部活動の地域展開についての“おたより”です



令和 ８ 年 ８ 月 号 （No.16）
伊那市立中学校部活動の地域展開協議会
事務局：伊那市教育委員会学校教育課

※ 今回も「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」別冊資料（地域クラブ活動に関する認定制度）（令和７年 12 月：文部科学省）の内容について、紹介します。

テーマ　認定地域クラブ活動の認定要件について（その３）

＜認定地域クラブ活動認定要件④・⑤・⑥＞

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

○ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
○ 市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること
○ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として複数の指導人材が活動に携わること

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

○ 生徒の発達段階や健康の状況、気温や湿度、暑さ指数（WBTG）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具等の点検等を行い、事故防止を徹底すること
○ 市町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等の間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
○ 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
○ 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

○ 地域クラブ活動の実施主体等において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること
　・ 団体の目的　　・ 役員の選任・解任に関すること
　・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
　・ 会員の入退会、参加費等に関すること　　・ 予算、決算の審議・承認に関すること
○ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
○ 営利を主たる目的とせず運営すること
○ 大会やコンクールに参加する場合は、その運営に積極的に協力すること

□ 認定地域クラブ活動の認定には、様々な体制の確保について、細かく規定されています。
これは、生徒が安全に楽しく、意味のある活動ができるために、整備したい・整備しなければならない体制に係る内容です。
このハードルのクリアには、地域クラブ活動を組織する大人の意識の再構築が大切です。